

【泉佐野市空家等除却工事補助金】

申請書の提出

①	☐	申請書(様式第1号)	窓口・ホームページ
②	☐	土地登記事項証明書(所有者がわかる書類)(申請日から3か月以内が有効)	法務局(岸和田市)
③	☐	建物登記事項証明書(所有者がわかる書類)(申請日から3か月以内が有効)	
		(未登記は、 ☐ 名寄帳等所有者がわかる書類)	税務課(本庁1階)
	☐	(所有者が亡くなっている場合) 所有者が亡くなっていることがわかる戸籍、相続人を確認できる戸籍	市民課(本庁1階)
④	☐	誓約書(様式第1-2号)(共有者・土地所有者・抵当権者・他の相続人・区分所有者等の利害関係人が存する場合)	窓口・ホームページ
⑤	☐	建物が1年以上、使用されていないことがわかる証明書(水道の証明書 等)	上下水道局(日根野)他
⑥	☐	付近見取図 (住宅地図等、周辺状況と建物の位置がわかる図面)	
⑦	☐	配置図 (土地上に建物がどのように配置しているかわかる図面【※手書き可】)	
⑧	☐	平面図 (風呂・台所等・トイレ等間取りがわかるもの【※手書き可】)	
⑨	☐	除却工事の見積明細書(見積業者の印がついたもの)	工事施行者
⑩	☐	除却工事の工程表(開始期間を申請日から審査の日程を考慮した期間)	
⑪	☐	申請者の未納の税額がない証明書(申請日から3か月以内が有効)	税務課(本庁1階)及び 他市町村の税務担当課 (他市町村にお住いの場合)
⑬	☐	現況写真(「【可能な限り】4方向からの写真」と「全体がわかる写真」)	
⑭	☐	(代理人が申請する場合)委任状	窓口・ホームページ

審査・交付決定通知書の発行(電話連絡)

★請負契約締結・工事着手((工事・契約締結を含む)交付決定前の着手は補助金申請不可)

着手届提出(交付決定日からおおよそ30日以内)(契約締結を着手としています)

①	☐	着手届(様式第4号) (解体業者に記入していただく項目あり。【※着手年月日＝「契約締結日」】)	工事施行者
②	☐	除却工事の請負契約書の写し (☐ 収入印紙が貼付されていること(印紙税法の規定に基づき必要な場合))	
③	どちらか一つ		
	☐	建設業法第3条第1項関係に規定する建設業の許可証の写し	
	☐	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項関係に規定する解体工業者の登録証の写し	
④	☐	その他必要と認める書類	

工事完了・領収書收受

完了報告書提出(年度末の3月15日まで)

①	☐	完了報告書(様式第9号)(完了年月日＝「領収証発行日」)	窓口・ホームページ
②	☐	現地写真(補助対象住宅の除却が確認でき、重機・トラック・足場等がない、更地状態の写真)	
③	☐	領収書の写し (□収入印紙が貼付されていること(印紙税法の規定に基づき必要な場合))	工事施行者
④	☐	領収書に記載の金額の明細がわかるもの(請求書・明細書・見積書等)	
⑤	☐	その他必要と認める書類	

額確定通知書の発行(電話連絡)

請求書の提出

①	☐	請求書(様式第11号)	窓口・ホームページ
②	☐	振込先の金融機関名、口座の種類、口座番号及び口座名義人のわかる通帳ページの写し	